

浪江町下水道事業経営戦略
令和 5 年度～令和 14 年度

令和 5 年 3 月
浪江町下水道事業

1 経営戦略策定・改定にあたって

(1) 経営戦略策定の趣旨

ア 背景と目的

浪江町の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全を図るために、請戸川と高瀬川に挟まれた JR 浪江駅を中心とした地区と、請戸川河口の請戸港を有する請戸地区及び棚塩地区を対象として、昭和 48 年に計画区域 582ha の基礎調査を行い、その後、数回の全体計画見直し及び事業計画（事業認可）変更を経て現在に至っています。

浪江浄化センターは平成 3 年 9 月に供用を開始し、平成 14 年には、年々増加する汚泥の解消及び下水汚泥の有効利用のため、双葉地方広域市町村圏組合において炭化処理による^{※1} 広域共同汚泥処理事業に着手し処理を行ってきました。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響を受け、国による全町避難指示により下水道事業も一時停止を余儀なくされました。その後、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く一部区域において避難指示が解除されることとなったことから、住民の帰還受入れまでに災害復旧工事を実施し、施設が再稼働を始めました。

このような中、令和元年 10 月 1 日現在、行政人口（住民登録人口）17,270 人（6,905 世帯）に対し、帰還人口 1,138 人（741 世帯）、帰還率 6.6%という現状、及び令和元年度に実施した住民意向調査の結果（帰還しないと決めている世帯 [回答世帯の 54.9%]）を踏まえ、令和 2 年度に全体計画の策定を行い、計画区域、下水道計画人口、施設規模等について見直しを行いました。

また、経営・資産等の状況の正確な把握に向け令和 6 年 4 月より地方公営企業法の適用した下水道事業会計に移行する予定となっております。公営企業が将来にわたり事業を持続的に運営していくためには、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、事業の効率化、経営健全化を行うことが必要とされていることから、本事業においても経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを目的として、経営の基本計画である「経営戦略」を策定することとしました。

^{※1} 広域汚泥処理施設は休止状態にあり、現在、発生汚泥は県外へ搬出し処分を行っています。

イ 計画期間

令和 5 年度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 10 年間とします。

これは、「計画期間の設定に当たっては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に
取り組むことができるように、10年以上の合理的な期間を基本とする。」という総務省
のガイドラインに準じるとともに、事業予測の確実性を見通せる期間としたものです。

2 浪江町下水道事業の概要

(1) 下水道の役割

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

下水道の主な役割としては、汚水の排除、公共用水域の水質保全、雨水の排除という大きな3つの役割があります。

① 汚水の排除（生活環境の改善）

生活排水を速やかに排除することにより、悪臭や害虫の発生防止及び感染症の発生を予防します。トイレの水洗化を通じて衛生的で快適な生活環境を確保します。

② 公共用水域の水質保全

汚水を処理場で浄化することにより、河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

③ 雨水の排除（浸水の防除）

公共下水道事業区域内の浸水被害区域における雨水を、下水道を通じて排除することにより、浸水被害を防止します。特に、近年多発している局地的大雨により、従来よりも雨水の流出が増えていることから、浸水対策として下水道の整備を検討する必要があります。

(2) 施設の状況

浪江町の下水道事業には、公共下水道事業、農業集落排水事業の2つの事業があります。

ア 公共下水道事業

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

浪江町では終末処理場である浪江浄化センターの幾世橋地区、請戸川と高瀬川に挟まれたJR浪江駅を中心とした地区を中心とした、権現堂、幾世橋、川添地区が該当します。

供用開始年月日 (供用開始後経過年数)	平成3年9月1日(31年)
法適・非適区分	非適(令和6年より適用予定)
処理区域内人口密度	16.1人/ha
処理区数	2
処理場数	1
広域化・共同化・最適化実施状況 (令和4年度以降)	令和6年3月31日農業集落排水事業の高瀬地区を、公共下水道事業に統合予定

管渠 総延長 68,367m

■管種別延長(m)

管種	コンクリート管	陶管	塩ビ管	その他
延長	11,691	1,143	54,976	557

■口径別延長(m)

口径	75	100	125	150	200	250	300
延長	823	118	17	16,216	32,719	9,884	2,935

口径	350	400	450	500	600	800	900
延長	1,285	420	175	308	1,882	389	1,196

■マンホールポンプ 総数 11箇所

来福寺MP	知命時MP	斎藤屋敷MP	長田東MP
張上町MP	佐野MP	大添MP	北上ノ原MP
南清信MP	樋渡MP	内匠町MP	

■雨水ポンプ

不動雨水ポンプ場（令和4年度～令和22年度整備予定）

イ 農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設を整備することにより、農業用排水の水質汚濁を防止し、健全な水循環に資するとともに、生活環境の向上を目的とした事業です。

浪江町では高瀬地区が該当しています。

供用開始年月日 (供用開始後経過年数)	平成8年5月1日(26年)
法適・非適区分	非適
処理区域内人口密度	7.0人/h a
処理区数	1
処理場数	1
広域化・共同化・最適化実施状況 (令和4年度以降)	令和6年3月31日農業集落排水事業の高瀬地区を、公共下水道事業に統合予定

管渠 総延長 7,469m

■管種別延長(m)

管種	塩ビ管	塩ビ管(リブ付)
延長	5,768	1,701

■口径別延長(m)

口径	100	150	200	250
延長	25	3,919	3,111	414

■マンホールポンプ 総数 0箇所

■雨水ポンプ

なし(計画なし)

(3) 下水道使用料の概要・考え方

下水道事業の経営に要する経費は、基本的には供給するサービス（汚水処理）の受益者が支払う対価（下水道使用料）によって賄われています。

下水道事業が独立採算制によって運営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた料金設定を行い、それを遺漏なく徴収することによって達成されます。

また、下水道使用料は単に原価を賄うだけではなく、一定の資本維持費（将来の施設の改良、排水施設の整備及び企業債償還金等資本的支出に充当されるべき資本コスト）も確保する必要があります。さらに安定したサービスの供給を続けていくためには、（経営基盤を強化しなければならないため）定期的な料金体系の見直しによる使用料の適正化も必要です。

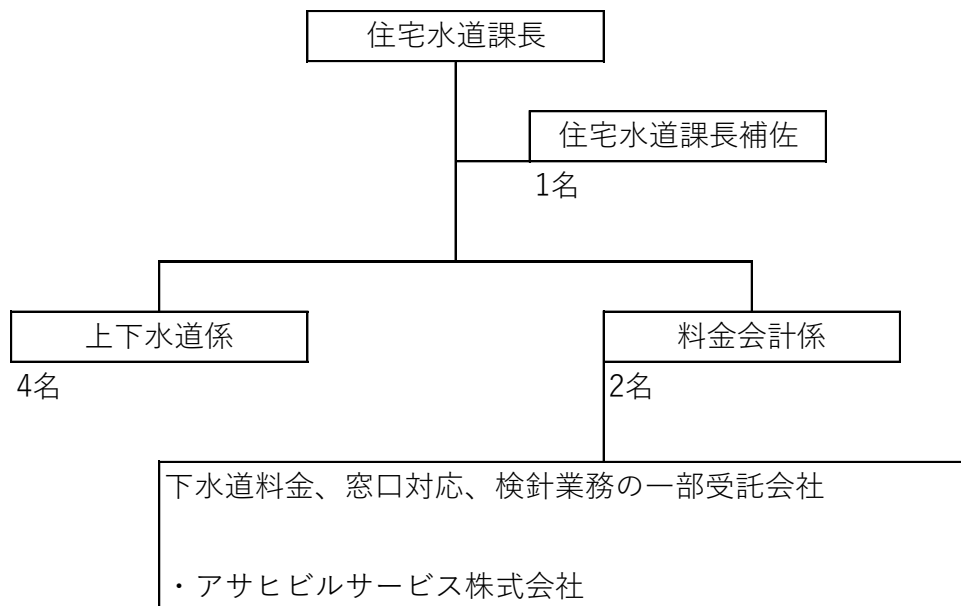
浪江町の下水道使用料は、浪江町上水道使用水量に基づき算定を行っており、用途別（一般家庭用・業務用・その他）には分けずに、一般用として、基本使用料を定めた累進使用料制を採用しています。

使用料

区分	排出汚水量	金額（税抜/円）
基本使用料		1,300 円
従量料金	1～10 m ³ まで	60 円（1 m ³ につき）
	11～20 m ³ まで	110 円（1 m ³ につき）
	21～50 m ³ まで	160 円（1 m ³ につき）
	51 m ³ 以上	230 円（1 m ³ につき）

(4) 組織

令和4年4月1日現在、浪江町下水道事業の組織体制は以下のとおりです。
 なお、一部の業務を民間業者へ委託しています。



係名	職員数	業務役割
上下水道係	4名	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の維持及び管理に関すること ・汚水処理施設の計画・整備に関すること ・水質の検査及び管理に関すること ・排水設備の確認・検査の業務に関すること ・雨水排水施設の計画、建設及び災害復旧に関すること
料金会計係	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計予算及び決算に関すること ・下水道使用料の調定、賦課及び徴収に関すること ・下水道受益者負担金及び分担金の調定、賦課及び徴収に関すること ・合併処理浄化槽等の業務に関すること

(5) 民間活力の導入状況

浪江町下水道事業では、「下水道料金徴収・経理等業務」を一部民間業者に委託することで、経費削減に努めております。しかしながら、職員の世代交代により、職員の知識、技術継承が難しくなることが懸念されています。

その他、民間活用（指定管理者制度、PPP・PFI）、資産活用（エネルギー利用・土地・施設等利用）は現在ありません。

（６）経営比較分析表等を活用した現状分析結果

経営比較分析表とは、下水道事業の決算値を基に、事業毎に経営指標（経営の健全性・効率性、老朽化の状況）を算出し、全国の平均値と比較することで、浪江町の経営現状や課題を把握するものです。

当該経営指標の中で、浪江町の課題として認識すべき指標、その他浪江町の現状を説明するにあたって有用な指標について、I 経営の健全性、II 経営の効率性、III 施設・管渠の老朽化状況と対策、IV 施設の効率性、V その他のそれぞれの観点について、分析したものは以下のとおりです。

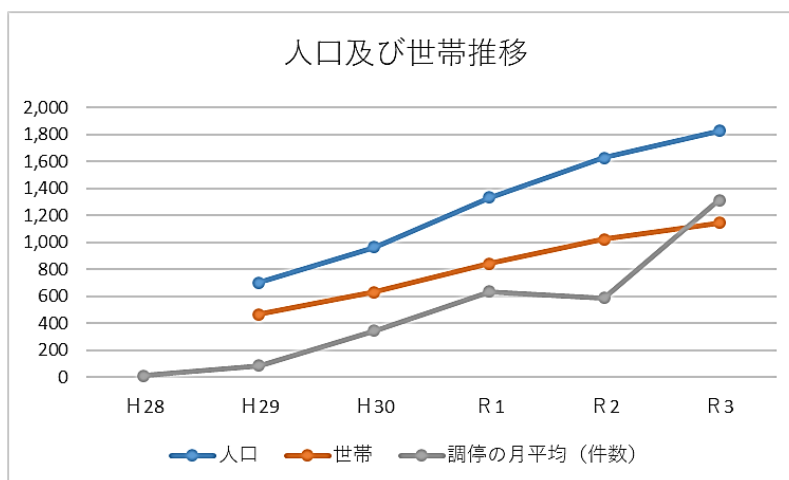
I 経営の健全性の分析

ア 人口、世帯数

下水道使用料の推移は、下水道を使用する人口によって影響を受けますので、町内人口の推移は、下水道事業の収益性を分析するうえで重要な指標となります。

原発事故に伴う全町避難の影響により、現時点で町内の居住人口は震災前の 10 分の 1 ほどに激減しており、使用料収入が十分に得られていませんが、その減収分は東京電力からの賠償金により補填されており、収入の面では賠償金に大きく依存しなければならない状況となっています。

また、今後の人口推移は、浪江町の復興状況により大きく変化するため、浪江町の復興計画及び人口推移に合わせた経営を行っていく必要があります。



※令和2年度に免除の見直しにより、一時使用者の閉栓により調定件数が減少している。

イ 企業債残高対事業規模比率

企業債残高対事業規模比率は、下水道使用料に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す重要な指標です。独立採算制のもと、下水道使用料を財源として企業債の償還をしていくことが原則になります。

明確な数値基準はありませんが、全国平均との比較により、当町の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているかを判断するための指標です。

	公共下水道事業	農業集落排水事業
令和3年度	3,546.7	305.8
令和3年度全国平均(参考)	669.1	786.3

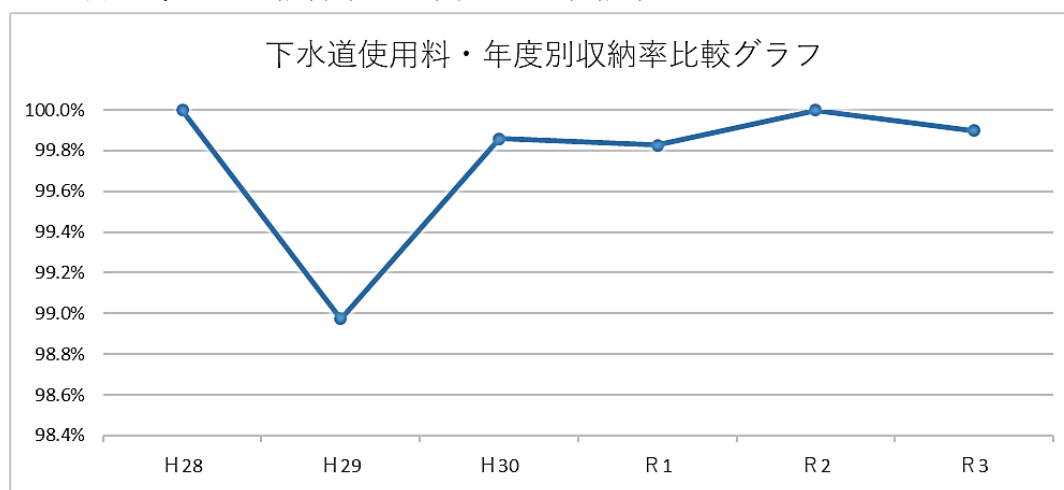
II 経営の効率性の分析

ア 下水道使用料及び受益者負担金収納率の推移

収納率は、公営企業として独立採算制の基、自主財源の確保は安定的な経営を進めていくにあたって最も重要なことです。

原発事故に伴う全町避難の影響により、受益者負担金については、無期限で猶予しており、今後の町民の帰還や土地の利用状況に応じて、負担金猶予の見直しにより収納率を上げたいと考えております。

また、令和4年3月1日から利便性の向上と新しい生活様式に対応するためにスマートフォン決済を導入し、納付手段の面からも収納率向上を図っています。



III 施設・管渠の老朽化状況と対策の分析

ア 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを見る指標です。一般的に、数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいてい

ることを示しており、将来の施設改築（更新・長寿命化）等の必要性を予測することができます。

浪江町では、非適用のため算出しておりませんが、令和 6 年度の決算後に公表させていただきます。

現在は、大規模な施設の更新の予定はなく、問題点は発生しておりませんが、今後において到来する大規模更新投資に耐えうるよう、法定耐用年数に基づいた更新投資ではなく、経済的耐用年数に基づいた更新投資を行う必要があります。

IV 施設の効率性の分析

ア 下水道の普及状況及び水洗化の状況

下水道事業全体の普及率は令和 3 年度末で 66.0%です。内訳は、公共下水道事業で 64.4%、農業集落排水事業で 94.6%、概ね下水道整備は完了しています。

また、水洗化率は、主要な財源である下水道使用料に影響を与えるだけではなく、「環境衛生の向上」という、下水道事業の目的達成を判断する上で重要な指標となります。

下水道整備済区域内の未接続世帯については、今後も引き続き戸別訪問など積極的な普及促進活動に努めていきます。

■事業別水洗化状況

項目	単位	公共下水道事業	農業集落排水事業
区域内人口	人	8,760	489
水洗化人口		8,659	476
水洗化率	%	98.8	97.3

イ 事業別施設利用率

施設利用率は、“施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合”であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標で、一般的に高い数値であればよいとされています。

数値が低い場合には施設能力に余裕があり、極端な場合、過大な仕様となっていることも考えられます。

浪江町内の下水道施設は、公共下水道施設 1 か所、農業集落排水施設 1 か所、計 2 施設あります。

	公共下水道事業	農業集落排水事業
令和2年度	69.94	33.60
令和2年度全国平均(参考)	59.57	54.84

上記表から、施設能力に余裕があることが考えられるため、公共下水道事業等への統廃合を進めることにあわせて、不要となった施設の有効活用、または今後の大規模更新投資の際に、将来を予測した施設の最適化を図っていきます。

ウ 不明水流入量

	公共下水道事業	農業集落排水事業
令和3年度 有収水量	168,690	29,792
令和3年度 汚水処理量	384,890	47,674
令和3年度 不明水量(推定)	216,200	17,882
処理量に対する不明水割合	56.2%	37.5%

一方で不明水の流入が多く、施設能力及び規模についての分析を復興状況に応じて、不明水解消とともに、努めていきます。

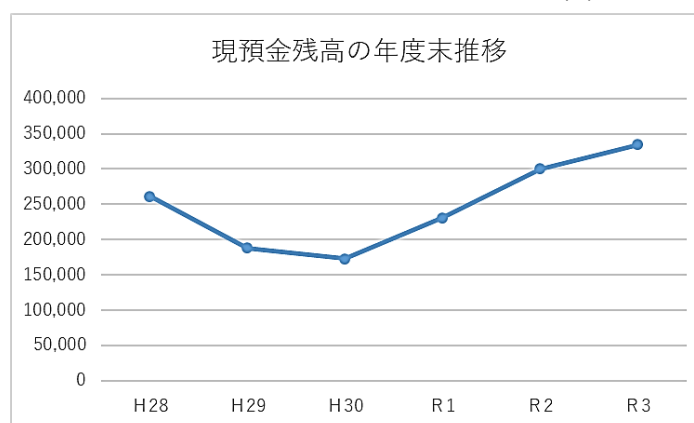
V その他の分析

ア 現預金残高の推移

事業活動に必要な現預金残高は以下のとおりです。

今後、施設や管路の維持更新に多額の資金が必要になることが見込まれるため、これら維持更新に係る資金を計画的に確保していく必要があります。

単位：千円



3 下水道事業の課題

(1) 下水道施設の老朽化に伴い将来必要となる更新工事の財源確保

施設の老朽化に伴い今後の改築更新費用や維持管理費用を考慮すると、需要に見合うよう施設の最適化を図っていく必要があります、確実な執行を実現するために計画的な財源確保が課題となります。

(2) 下水道施設の利用率の向上

公共下水道等が整備されても、各家庭等の汚水が下水道で処理されなければ、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全という下水道事業の目的が達成されません。下水道整備済区域内の未接続世帯に対しては、今後も接続勧奨を強化し接続率の向上に努めていきます。

4 事業運営の基本方針

下水道事業における財政状況が厳しさを増す中で、経営の効率化・健全化を進めるとともに、安全、安心で安定した施設運営を目指し、以下の事業運営方針を基に取り組みます。

(1) 下水道施設の適正管理

下水道事業は、「建設の時代」から「維持管理の時代」に移りつつあります。今後は下水道施設の巡視・点検を周期的に行うことにより、的確な状況把握に努め、必要があれば調査（TVカメラ等）を実施し、清掃、改築、修繕の手法と優先順位を定め、事故を未然に防止します。

また、施設の延命化を目指す「ストックマネジメント計画」等を順次策定していきます。

(2) 災害防止対策の実施

災害時に市民生活に多大な影響を与えないよう下水道機能を確保するため、下水道施設の災害防止対策を行います。

(3) 財政運営の強化

地方公営企業会計における各種財務諸表を活用し、経営の健全化を図るため、。

また、経営基盤の強化に取り組み、下水道使用料など自主財源の確保・計画的な修繕や統廃合等による維持管理費の抑制に努めます。

(4) 人材の育成

今後施設の老朽化に伴い、多額の更新費用を要することから、事前に施設の耐震化や管路の更新を着実に進めるとともに、日常の施設管理を適切に行い施設の長寿命化を図ることが必要であり、このような専門分野に携わる技術職員の確保と公営企業会計の適切な事務処理のための人材育成や外部支援体制（アドバイザー業務等の活用）の強化に努めます。

(5) 下水管渠を整備することが困難な地域への合併処理浄化槽設置推進

現在、下水道が整備されていない地域で、“汲み取り”で処理している世帯に対し、引き続き合併処理浄化槽設置を推進していきます。

また、下水道整備計画区域のうち、まだ整備されていない区域においては、費用対効果を考慮する中で、合併処理浄化槽による整備も選択肢に入れ整備手法を検討していきます。

5 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画の策定にあたっての説明

投資についての説明

下水道普及率は令和3年度末時点で66.0%となっており、今後10年間の投資の内容は施設の長寿命化・更新工事や統廃合計画に関わる投資が主なものとなります。

公共下水道事業については、処理場・ポンプ場の長寿命化・更新工事を進めていきます。

農業集落排水事業は普及率94.6%であることから、今後、他事業への統廃合計画と併せ、改築更新及び機能強化を進めていきます。

今後10年間において実施する予定の主な事業は以下のとおりです。

単位：千円

計画期間	事業名	概要	期間内総事業費
令和4年度	公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区）	管布設延長 L=1018.0m（PEΦ75）	80,300
	請戸川右岸第二排水区雨水施設整備事業	基本設計：管渠延長2,030.0m、雨水ポンプ施設 1箇所	29,700
	佐野(No.1)・来福寺(No.1)MHP更新事業	MHP更新 2基	3,080
	浪江浄化センター薬品供給機更新事業	No.1薬品供給ポンプVS制御盤更新	4,620
令和5年度	公共下水道管渠布設工事（高瀬処理区）（2）	MHP設置2基、機械設備・電気設備1式、管渠φ75 L=10m	18,263
	浪江浄化センターNo.3汚水ポンプ更新事業	No.3汚水ポンプ更新	10,600
	内匠町(No.2)・斎藤屋敷(No.2)MHP更新事業	MHP更新 2基	6,500
	浪江町浸水ハザードマップ作成事業	浪江町浸水ハザードマップ作成	33,047
令和6年度	来福寺(No.2)・知命寺(No.2)MHP更新事業	MHP更新 2基	6,500
	返送汚泥ポンプ・水中攪拌機更新事業	返送汚泥ポンプ・水中攪拌機更新	6,400
	浪江町公共下水道事業計画変更業務委託事業	浪江町公共下水道事業の変更業務一式	8,609

令和 7年度	南清信MHP(No.1)ポンプ更新事業	南清信(No.1) MHP更新	3,300
	幾内中継ポンプ場No.2ポンプ更新事業	ポンプ場No.2更新	5,000
令和 8年度	斉藤屋敷(No.1)・大添MHP(No.2)ポンプ更新事業	斉藤屋敷(No.1)・大添(No.2) MHP更新	6,500
令和9～ 14年度	施設等の更新事業	施設機器の更新	60,000
計			282,419

財源についての説明

【収益的収入について】

主なものとして下水道使用料、他会計補助金が挙げられます。

使用料については、原発事故に伴う全町避難の影響により、現時点で町内の居住人口（区域内人口）は震災前の3分の1ほどに激減しており、使用料収入が十分に得られていませんが、その減収分は東京電力からの賠償金により補填されており、収入の面では賠償金に大きく依存しなければならない状況となっています。また、少子高齢化に伴う人口の減少に加え、節水型機器の普及や節水意識の浸透も要因となり、1世帯当たりの使用量も今後のますます減少するものと考えられます。

他会計補助金については、総務省が定める繰出基準に基づく基準内繰入と、災害復旧事業債の償還等に対する一般会計からの基準外繰入につき推計しています。

【資本的収入について】

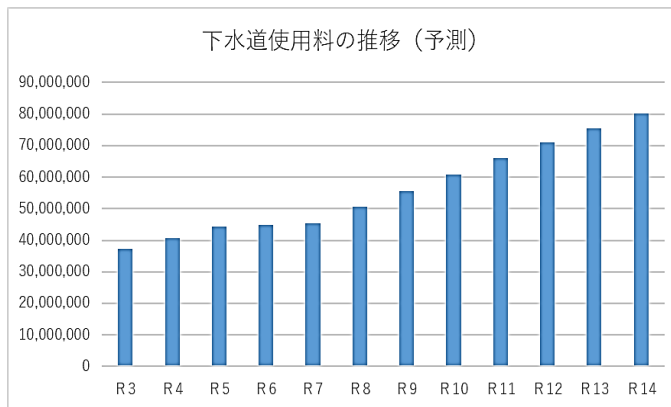
資本的支出に関わる財源については、国土交通省の「社会資本整備総合交付金事業」による国庫補助金を事業費の2分の1程度見込んでいるほか、企業債の発行による財源確保を見込んでいます。

(2) 投資・財政計画

浪江町下水道事業の事業別投資・財政計画に関する収益的収支、資本的収支の詳細は巻末資料（別添）を参照ください。

なお、収益的収支、資本的収支において、①下水道使用料の見通し②一般会計繰入金の見通し③企業債元利償還金及び企業債残高の見通し④建設改良費の見通し⑤経常損益及び現預金残高の見通し⑥汚水処理原価および経費回収率の見通しに関する要約は次のとおりです。

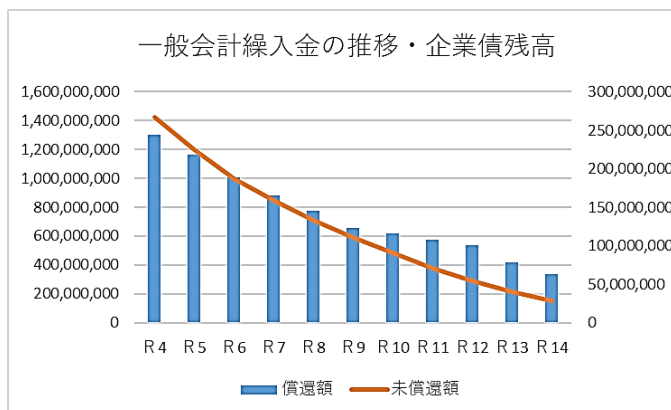
ア 下水道使用料の見通し



浪江町の人口ビジョン及び復興状況により大きく変化しますが、現時点では、人口ビジョンによる予測をしており、令和14年度には、令和3年度と比較し、42,917千円の増（115%増）となる見込みです。
 ※令和17年度に約3,300人程度と予測しております。

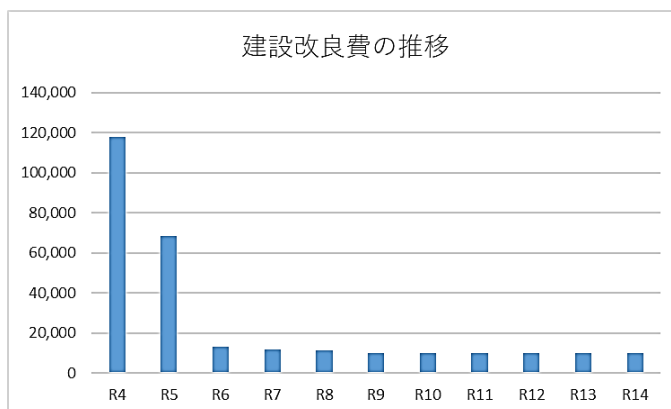
イ 一般会計繰入金の見通し

ウ 企業債償還金及び企業債残高の見通し



繰入金算定の基礎となる企業債の償還額が減少することから、令和14年度には、令和3年度と比較し、約1.8億円の減（74.0%減）となる見込みです。

エ 建設改良費の見通し



公共下水道事業

R4～R8：61,109千円

雨水対策事業

R4～R5：62,747千円

広域化・共同化事業

R4～R5：98,563千円

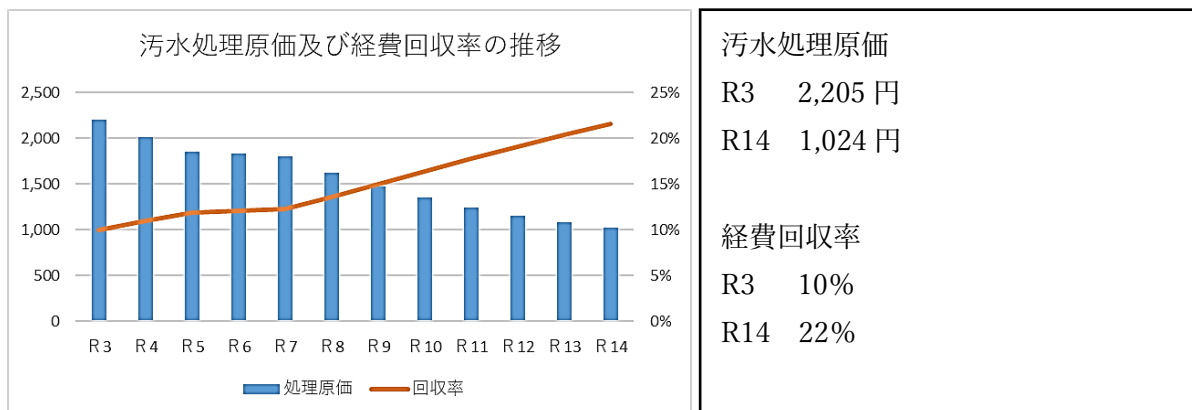
維持管理更新工事

R9～R14：10,000千円/年

オ 経常損益及び現預金残高の見通し

使用料の不足分を、一般会計繰入金で賄っており、現金推移は一定に保たれるが、令和6年度から地方公営企業法の適用した下水道事業会計により、固定資産や減価償却など、これまでの会計にはない新しい概念が導入されるため、経常損益及び現預金残高の見通しは大きく変更されると考えられます。

カ 汚水処理原価および経費回収率の見通し



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

経営比較分析表のところで記載した、施設・管渠の老朽化状況と対策の見直しが完了すれば、今後の資本費の見直しが必要となります。

また令和6年度から地方公営企業法の適用した下水道事業会計により、固定資産や減価償却など、これまでの会計にはない新しい概念が導入されるため、投資・財政計画は大きく変更されると考えられます。

6 経営戦略の事後検証、更新等

(1) 進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）について

経営戦略の推進にあたっては、目標の達成状況を定期的・定量的に検証・評価し、実手法の改善や計画の見直し等に反映させる進捗管理が必要です。

進捗管理は、地方公営企業法の適用後の決算において、検証及び評価、改善及び見直しの一連の流れ（PDCA サイクル）により行い、令和6年4月より地方公営企業法の適用した下水道事業会計に移行し、経営状況が明らかとなることから、経営戦略の見直し、今後の使用料について、改めて検討します。

別添

様式第2号（法非適用企業）

投資・財政計画（収支計画）

（単位：円、%）

		前々年度	前年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
収益的収入	1 下水道事業収益（A）	256,653,967	174,274,237	185,853,964	145,009,000	142,992,067	142,585,574	142,883,371	143,788,906	145,114,073	146,416,764	148,116,410	150,029,767	152,132,895	
	(1) 営業収益（B）	175,210,713	96,814,169	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343	105,887,343
		ア 料金収入	24,141,981	37,220,734	40,788,000	40,995,000	44,872,000	45,468,000	50,583,000	55,698,000	60,813,000	65,929,000	71,044,000	75,591,120	80,137,954
	イ その他	151,068,732	59,593,435	65,099,343	64,892,343	61,015,343	60,419,343	55,304,343	50,189,343	45,074,343	39,958,343	34,843,343	30,296,223	25,749,389	
	(2) 営業外収益（C）	81,443,254	77,460,068	79,966,621	39,121,657	37,104,724	36,698,231	36,996,028	37,901,563	39,226,730	40,529,421	42,229,067	44,142,424	46,245,552	
	ア 他会計繰入金	31,016,477	26,612,642	21,210,664	18,009,000	13,720,067	10,994,134	8,824,102	7,212,452	5,970,090	4,853,901	3,882,290	3,070,964	2,394,916	
		イ その他	50,426,777	50,847,426	58,755,957	21,112,657	23,384,657	25,704,097	28,171,926	30,689,111	33,256,640	35,675,520	38,346,777	41,071,460	43,850,636
	2 下水道事業費用（D）	248,224,951	159,997,871	185,853,964	145,009,000	142,992,067	142,585,574	142,883,371	143,788,906	145,114,073	146,416,764	148,116,410	150,029,767	152,132,895	
	(1) 営業費用	217,208,474	130,868,129	156,109,000	118,600,000	120,972,000	123,391,440	125,859,269	128,376,454	130,943,983	133,562,863	136,234,120	138,958,803	141,737,979	
		ア 職員給与費	21,871,110	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	19,263,380	
(2) 営業外費用		31,016,477	29,129,742	29,744,964	26,409,000	22,020,067	19,194,134	17,024,102	15,412,452	14,170,090	12,853,901	11,882,290	11,070,964	10,394,916	
ア 支払い利息		31,016,477	26,612,642	21,210,664	18,009,000	13,720,067	10,994,134	8,824,102	7,212,452	5,970,090	4,853,901	3,882,290	3,070,964	2,394,916	
イ その他	0	2,517,100	8,534,300	8,400,000	8,300,000	8,200,000	8,200,000	8,200,000	8,200,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000		
3 収支差引（E）：（A）－（D）	8,429,016	14,276,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資本的収入	1 資本的収入（F）	323,347,202	267,460,332	358,318,233	255,881,855	179,834,193	164,366,354	147,782,137	125,951,832	120,229,921	113,345,217	107,057,963	85,595,630	70,994,748	
	(1) 地方債		16,700,000	43,900,000	34,205,000	6,450,000	5,954,500	5,750,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
	(2) 他会計補助金	237,249,712	214,518,635	202,852,233	187,471,855	166,934,193	152,457,354	136,282,137	115,951,832	110,229,921	103,345,217	97,057,963	75,595,630	60,994,748	
	(3) 他会計借入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固定資産売却代金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国県補助金		9,601,000	44,000,000	34,205,000	6,450,000	5,954,500	5,750,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	
	(6) 工事負担金	51,460,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(7) その他	34,637,290	26,640,697	67,566,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資本的支出（G）	323,347,202	267,460,332	358,318,233	255,881,855	179,834,193	164,366,354	147,782,137	125,951,832	120,229,921	113,345,217	107,057,963	85,595,630	70,994,748	
	(1) 建設改良費	86,097,490	52,941,697	155,466,000	68,410,000	12,900,000	11,909,000	11,500,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
	(2) 地方債償還金（H）	237,249,712	214,518,635	202,852,233	187,471,855	166,934,193	152,457,354	136,282,137	115,951,832	110,229,921	103,345,217	97,057,963	75,595,630	60,994,748	
	(3) 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他会計への繰出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収支差引（I）：（F）－（G）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画（収支計画）

（単位：円,%）

	前々年度	前年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
収支再差引（J）：（E）＋（I）	8,429,016	14,276,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金（K）	8,429,016	14,276,366	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金（L）													
前年度繰上充用金（M）													
形式収支（N）：（J）－（K）＋（L）－（M）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源（O）													
実質収支 （N）－（O）	黒字（P）												
	赤字（Q）												
赤字比率（Q）／{（B）－（C）}×100	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率（A）／{（D）＋（H）}×100	52.9	46.5	47.8	43.6	46.1	48.3	51.2	55.4	56.8	58.6	60.4	66.5	71.4
地方財政法施行令第16条第1項 により算定した資金の不足額（R）													
営業収益－受託工事収益（S）	24,141,981	37,220,734	40,788,000	40,995,000	44,872,000	45,468,000	50,583,000	55,698,000	60,813,000	65,929,000	71,044,000	75,591,120	80,137,954
地方財政法による資金不足の比率 （R）／（S）×100													
健全化法施行令第16条により 算定した資金の不足額（T）													
健全化法施行規則第6条に 規定する解消可能資金不足額（U）													
健全化法施行令第17条により 算定した事業の規模（V）													
健全化法第22条により 算定した資金不足比率（T）／（V）×100													
他会計借入金残高（W）													
地方債残高（X）	1,982,580,230	1,745,330,493	1,425,719,388	1,200,968,198	998,129,741	845,213,357	707,264,086	590,562,254	480,332,333	376,987,116	285,929,153	210,333,523	151,943,859